



弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金

～ 医療・福祉職の「資格を活かして働く」、
「資格取得を目指す」子育て世帯の移住を支援します。 ～

医療・福祉職の資格を持ち県内医療機関で働く人や、その資格取得のために就学する人がいる子育て世帯の移住に対して、支援金を交付します。



交付額

1世帯あたり **100万円**

(加算額) 子育て加算：養育する18歳未満の世帯員1人につき100万円
ひとり親世帯加算：100万円

※令和6年度弘前市東京圏UJIターン就職等支援金及び令和6年度弘前市Uターン就職等支援金との併給はできません。
※令和6年度弘前市東京圏UJIターン就職等支援金の交付決定を受けているひとり親世帯の場合は、ひとり親世帯に対する加算分100万円を交付します。

交付対象者

次の共通要件にすべて該当し、「就業」「就学」のいずれかに該当する人が交付の対象となります。

共通	(1) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、移住する直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと。 (2) 令和5年4月1日以降に市内に移住し、申請日から5年以上当市に継続して居住する意思があること。 (3) 18歳未満の人を養育しており、移住前及び申請日において、その人と同一世帯であること。
	<p>(1) 医療・福祉職の資格を持っていること。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>※支援金の対象となる医療・福祉職の資格の例 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士など</p> </div> <p>(2) 県内の医療機関または福祉施設等で、医療・福祉職として働き、その勤務地が県内に所在すること。 (3) 支援金の対象となる機関等（ハローワーク、あおもりジョブなど）で紹介されている求人に対して応募したこと。</p>
	<p>(1) 医療・福祉職の資格を持っていないこと。 ※すでに資格を取得している人が、別途新たに資格を取得する場合は交付対象。 (2) 医療・福祉職への就業に必要な資格を取得するために、支援金の対象となる県内の養成機関（通信制を除く）に就学すること。 (3) 支援金の対象となる県内の養成機関の卒業および資格取得後、県内の医療機関または福祉施設等において、3年以上、医療・福祉職に勤務する意思があること。 (4) 申請時、支援金の対象となる養成機関（看護専門学校など）に在籍していること。</p>

※他にも要件がありますので、詳細は市ホームページでご確認ください。

申請期限

令和7年1月17日(金)

※申請可能期間は移住後1年以内です。
※予算額に達した時点で受付終了となります。

返還について

- ・支援金の交付に係る就業先を退職したり、養成機関卒業後資格取得に至らなかった場合など、返還を求められる場合があります。
- ・返還要件の確認のため、申請を行った翌年から毎年就業・就学状況を報告していただく必要があります。



商工部商工労政課雇用支援係 TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105
企画部企画課人口減少対策担当 TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956
ひろさき移住サポートセンター東京事務所 TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802